

平成 2 3 年度

教育委員会の点検・評価報告書

(平成 2 2 年度対象)

平成 2 3 年 9 月  
島根県教育委員会

## 目 次

1	趣旨	1
2	点検評価の構成	1
3	点検評価項目	2
4	数値目標項目	3
5	しまね教育ビジョン2.1取組状況の点検・評価	
	施策1 心身の健康を大切にした教育の推進	4
	施策2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進	9
	施策3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進	14
	施策4 互いの人権を尊重する教育の推進	19
	施策5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進	21
	施策6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進	26
6	鳥根県総合教育審議会の意見	32
	(参考資料)	
○	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)抜粋	34
○	各取組における主な報告書等一覧	35

## 1 趣旨

県教育委員会では、少子高齢化の進行や情報化社会の進展、家庭環境の多様化と地域の教育力の変化など、子どもをとりまく教育環境が大きく変わる中で、島根がめざす子どもの教育の基本的な方向や考え方を明らかにするため、「しまね教育ビジョン21」を平成15年度に策定（平成19年度改訂）しました。

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、各教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。

### 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）」

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

県教育委員会では、総合教育審議会の意見を得て、「教育委員会の点検及び評価」（以下「点検評価」という。）を実施し、本報告書にまとめました。

## 2 点検評価の構成

### (1) 項目

点検評価の対象を「しまね教育ビジョン21」の施策とし、第2章各論の6つの施策ごとに点検評価をします。

### (2) 取組の基本的な考え方

「しまね教育ビジョン21」の各「施策の具体的な取組」ごとに【基本的な考え方】を記載します。

### (3) 平成22年度の取組の概要

「施策の具体的な取組」に対応する平成22年度に実施した主な取組の実施状況、成果等を記載します。

### (4) 数値目標項目

数値目標を定めている項目について、進捗状況を記載します。

### (5) 評価、今後の対応

取組の概要や進捗状況を踏まえ、施策の評価、今後の対応を記載します。

### (6) その他

この報告書のほか、別途、議会に提出した「予算執行の実績並びに主要施策の成果」のうち該当部分についても、点検・評価の結果に関する報告書とみなすものとします。

### 3 点検評価項目

施策	具体的な取組	
1 心身の健康を大切に した教育の推進	(1)生活習慣の改善	(ア)望ましい生活習慣の確立
		(イ)食育の充実
	(2)体力・運動能力の 向上	(ア)教科体育の充実
		(イ)運動部活動の活性化による競技力の向上
		(ウ)総合型地域スポーツクラブの育成支援
	(3)心の教育の推進	(ア)道徳教育の推進
(イ)自然や文化を愛し、生命を大切にする心の育成		
2 夢を描き、その実現 に向かっていく教育の 推進	(1)学力の向上	(ア)学習内容の理解を深め、一人一人を支援する指導の充実
		(イ)家庭での学習習慣の確立
		(ウ)幼保小中高が連携した学習指導の推進
		(エ)授業力向上のための研修の充実
	(2)キャリア教育の推 進	(ア)職業観・勤労観の形成
		(イ)産業界や地域との連携による県内就職の促進
3 創造性や個性の基 礎となる感性を育む教 育の推進	(1)読書活動の推進	(ア)読書習慣の確立
		(イ)学校図書館の充実と活用の推進
	(2)文化活動の活性 化	(ア)文化に親しむ機会の確保
		(イ)地域社会と連携した文化部活動の推進
	(3)ものづくり活動の 推進	(ア)小・中学校におけるものづくり活動の推進
		(イ)専門高校における人材の育成
4 互いの人権を尊重 する教育の推進	(1)人権を尊重する教 育推進のための基 盤整備	(ア)人権を尊重した学校づくりの推進
		(イ)人権意識を高めるための指導の充実
5 地域への愛着と誇り を育む教育の推進	(1)学校・家庭・地域 の連携協力による 教育力の充実	(ア)ふるさと教育の推進
		(イ)放課後の子どもの居場所づくりの推進
		(ウ)公民館活動の充実による「地域力」醸成
		(エ)社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進
	(2)社会教育の振興に よる生涯学習社会の 実現	(ア)社会教育研修センターにおける指導者養成機能の強化
		(イ)社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実
6 すべての子どもたち の学びを支える取組 の推進	(1)不登校の子どもに 対する取組の充実 の推進	(ア)教職員の資質向上を図る研修の充実
		(イ)組織的な支援体制の充実
		(ウ)教育相談体制の充実
		(エ)多様な学びの場や居場所の充実
	(2)特別支援教育の充 実	(ア)一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実
		(イ)社会的・職業的自立の促進
		(ウ)特別支援学校のセンター的機能の充実

#### 4 数値目標項目

取組等 (2頁参照)	数値目標項目	対象校	改訂時数値 (平成19年度)	平成22年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
1-(1)-(ア)	朝食を毎日とる児童生徒の割合	小学生	96.8%	97.4%	100.0%
		中学生	90.0%	92.0%	95.0%
1-(2)-(ア)	親世代(昭和50年を100とした場合)との体力比較	中学2年生	95.0	96.3	96.0
1-(2)-(イ)	全国大会における入賞数(ベスト8以上)		40	45	42
1-(2)-(ウ)	総合型地域スポーツクラブ設置市町村数		6	13	21
1-(3)-(イ)	体験学習を実施した学校の割合	小学校	95.5%	100%	100%
2-(1)-(ア)	全国学力調査・学習状況調査において、全国を100とした時の県の値	小学6年生	99.6	97.6	103
		中学3年生	101	102.1	103
2-(1)-(イ)	学校以外で、1日60分以上学習している児童生徒の割合	小学6年生	46.5%	52.4%	60%
		中学3年生	43.4%	49.7%	60%
2-(2)-(ア)	就職を希望する高校生の就職率	高校生	95%※	96.7%	100%
2-(2)-(イ)	就職をした県立高校生のうち県内就職者の割合	高校生	60.3%※	74.1%	70%
3-(1)-(ア)	1日に30分以上読書をする子どもの割合	小学6年生	34.6%	32.0%	60%
		中学3年生	28.8%	27.4%	50%
3-(1)-(イ)	学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小中学校	21%	15.3%	50%
4-(1)-(ア)	異校種間での人権・同和教育の公開授業実施率		57%	75%	100%
5-(1)-(ア)	「学社連携・融合」によるふるさと教育を実施した公立小中学校の割合	小中学校	100%	100%	100%
5-(1)-(イ)	「放課後子どもプラン」に取り組む市町村の割合		62.0%	90.0%	100%
5-(2)	講座の受講、講演会への参加、習い事、自主学習などの生涯学習に取り組んでいる人の割合		34.2%	26.9%	50.0%
6-(1)	不登校児童生徒数の割合		1.64%※	1.31%	1.30%

※「就職を希望する高校生の就職率」、「就職をした県立高校生のうち県内就職者の割合」及び「不登校児童生徒数の割合」の改訂時数値は、平成18年度実績数値を記載しています。

## 5 しまね教育ビジョン21 取組状況の点検・評価

### 施策1 心身の健康を大切にした教育の推進

#### 《 施策の具体的取組 》

##### (1) 生活習慣の改善

#### 【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

子どもが健やかに成長する上で、健康の三原則である「バランスのとれた食事」「十分な休養と睡眠」「適度な運動」が生活習慣として確立していることが大切です。

今日、子どもを取り巻く社会の状況は、夜型社会、過剰なメディア接触、食の崩壊など、必ずしも健全な状態とは言えません。こうした状況にあって、「生活習慣」について自ら考え、判断し、行動できる力を育むことが重要です。子どもの生活習慣の形成は、子どもの生活のより所である家庭において第一義的に取り組むべきものと考えますが、学校においても、家庭や地域と連携しながら積極的に推進します。

#### (ア) 望ましい生活習慣の確立

数値目標項目		改訂時数値	平成22年度	平成23年度
		(平成19年度)	数値(実績)	数値(目標)
朝食を毎日とる児童生徒の割合	小学生	96.8%	97.4%	100.0%
	中学生	90.0%	92.0%	95.0%
		全国平均(平成22年度) 小学生 90.8%		
		中学生 85.2%		

#### 【 平成22年度の取組の概要 】

- ・学校、家庭、地域が一体となって「子どもの生活習慣づくり」を推進するための取組を県内に広く普及、定着することを目的に、「子どもの生活習慣づくり推進フォーラム」を斐川町と隠岐の島町で開催した。【ふるまい向上プロジェクト事業】
- ・「乳幼児期からの生活習慣づくり」充実モデル事業を学校・園のPTAや保育所保護者会の8団体に委託し、生活習慣づくりの取組を推進した。【ふるまい向上プロジェクト事業】
- ・平成22年2月に策定した「しまねっ子元気プラン～学校保健計画策定の手引～」をもとに、県と学校・家庭・地域の関係機関が連携し、子どもの健康課題の解決及び基本的な生活習慣の確立を推進している。

(保健体育課)

#### 【 評価、今後の対応 】

- ・「朝食を毎日とる児童生徒の割合」はわずかながら増えているが、数値目標の達成に向けてはさらに家庭の理解を得ることが必要である。その際、栄養バランスを考えた食事にすることや家族そろって食事をする「共食」の機会を設けることが、望ましい食習慣の実践につながり、食の楽しさを実感させ精神的な豊かさをもたらすことについても理解を得るようにする。
- ・「しまね教育ウィーク」期間中あるいは年間を通じて「早寝、早起き、朝ごはん」や食育、ノーメディアなどの生活習慣づくりに取り組む学校や市町村が増加している。
- ・今後も、健康福祉部等との連携を図るとともに、異校種間・家庭・地域との連携をより

一層深める必要がある。「しまねっ子元気プラン」の周知と推進のほか、子どもの生活習慣づくり推進フォーラムの開催や乳幼児期からの生活習慣づくり充実モデル事業などにより生活習慣づくりの取組を進める。

- ・ふるまい向上プロジェクト事業としての取組の様子をポスターにまとめて県内の保育園、学校、公民館などに配布・周知したり、リーフレットを作成して取組の参考事例集として活用したりした。今後も委託団体の増加や他部局、学校、家庭・地域との連携を深めていく。【ふるまい向上プロジェクト事業】

(保健体育課)

## (イ) 食育の充実

### 【平成22年度の取組の概要】

- ・食育の推進のため、小、中、高校の教職員を対象に教育事務所単位で「食育推進研修」を開催するとともに、「栄養教諭研修」を実施した。
- ・学校給食を「生きた教材」として活用するため、地場産物の積極的な活用の推進を図った。
- ・県と浜田市、県食育・食の安全推進協議会が連携して、地域における食育の輪を広げるため「食育推進フォーラム」を浜田市で開催した。

(保健体育課)

### 【評価、今後の対応】

- ・小学校における「食に関する指導の全体計画」の策定率が97.1%と前年より3.8ポイント上昇、「食に関する指導の年間指導計画」の策定率も89.8%と前年より2.1ポイント上昇した。また、中学校においても、「全体計画」の策定率が93.1%と前年より16.2ポイント上昇、「年間指導計画」の策定率も76.5%と前年より16.9ポイント上昇した。
- ・全ての児童生徒に食への意欲・関心をもたせるためには、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画の全校での策定とそれに基づいた継続的な指導が必要である。
- ・学校給食における、地場産物の利用割合は、平成22年度40.1%（平成21年度40.4%）と、2年続けて島根県食育推進計画の目標値である40%を超えた。
- ・今後も、地場産物の活用を推進して、ふるさとを愛し生産に携わっている人への感謝の心を育む学校給食となるよう、市町村とともに充実に努めていく。

(保健体育課)

## 《 施策の具体的取組 》

### (2) 体力・運動能力の向上

#### 【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

交通手段の発達など生活利便性の向上、外遊びやスポーツの機会の減少、生活習慣の乱れなどを背景として、子どもの体力・運動能力に低下傾向が見られます。

このため、子どもが自発的・自主的に運動に取り組むことができる授業づくりを進めるとともに、子どもが競技スポーツに取り組む中で切磋琢磨することは、何事にも挑戦する強い精神力を養うとともに、自己の持つ、優れた資質や能力を開花させ、自己実現を目指すものであり、心・技・体の調和のとれた人間形成に資することから、運動部活動の活性化を図ります。

また、各地域において、子どもから高齢者までが様々なスポーツに親しむことができる環境の整備を図ります。

## (ア) 教科体育の充実

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成22年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
親世代(昭和50年を100とした場合)との体力比較	95.0	96.3	96.0

### 【平成22年度の取組の概要】

- ・新学習指導要領の趣旨を踏まえ、小学校から高等学校までの12年間の指導内容を明確に示し、基礎・基本の定着を図りながら「教えて考えさせる」授業を展開するとともに、「もっと楽しい体育」を目指して取り組んだ。
- ・児童生徒の体力向上に向け、楽しみながら運動に取り組むことができる「しまねっ子！元気アップ・プログラム」を実施して運動への興味付けを行うとともに、普及・啓発するため、全校体制で交流活動を行うと協賛企業から運動用具等が贈呈される「しまねっ子！元気アップ・カーニバル」を18の小学校で開催した。
- ・重点課題がある筋力や筋持久力、柔軟性の体力要素を中心に体力づくり活動を支援するための「しまねっ子！元気アップ・トレーニング」DVDを作成・配布した。

(保健体育課)

### 【評価、今後の対応】

- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果では、小学5年生は全国平均値を上回り、中学2年生はほぼ同じであった。親世代が子どもであった昭和50年の数値との比較では、数値目標には達しているが、多くの種目で下回っている。
- ・今後も、教科体育の充実とともに「しまねっ子！元気アップ」シリーズの普及に取り組むことにより子どもの体力向上を図っていく。
- ・教育活動全体を通して体力づくりを推進し「1日1時間以上からだを動かそう」をスローガンに、子どもが運動する習慣を身につける取組を進める。

(保健体育課)

## (イ) 運動部活動の活性化による競技力の向上

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成22年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
全国大会における入賞数(ベスト8以上)	40	45	42

### 【平成22年度の取組の概要】

- ・「島根県スポーツ競技力向上計画」にもとづき、全国レベルで活躍する選手の育成を目指し、長期競技力育成や中・高校生選手強化を継続実施した。
- ・高等学校を対象として、選手強化のための「特別体育専任教員配置制度」や「スポーツ推進教員認定制度」、「重点校制度」、スポーツに秀でた選手を有望校に入学させる「スポーツ特別推薦制度」を実施し、国民体育大会、全国高校総体など全国レベルの大会において活躍する選手の育成に努めた。
- ・運動部活動外部指導者派遣事業では100名の指導者を中学校、県立学校78校へ派遣した。

(保健体育課)

### 【評価、今後の対応】

- ・中学校、高等学校の全国大会(全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会等)での

入賞数は45と、前年度の実績を大きく上回った。

- ・ジュニア競技力の強化が必要であり、「島根県スポーツ競技力・元気アップ事業」も加え、重点的に県外遠征費の拡充、競技備品の更新などを実施する。
- ・運動部活動外部指導者派遣事業は、部活動指導や外部コーチとしてチーム力向上に貢献できることから予定数を超える要望がある。今後とも指導者の発掘や指導時間の拡充により、運動部活動の活性化を図る。

(保健体育課)

### (ウ) 総合型地域スポーツクラブの育成支援

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成22年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
総合型地域スポーツクラブ設置市町村数	6	13	21

#### 【平成22年度の取組の概要】

- ・総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援するため、しまね広域スポーツセンターと連携した取組を行った。  
センターだより・リーフレット・ホームページを通じた情報発信  
市町村行政担当者やクラブ準備委員会への巡回・相談活動  
クラブ運営の中心となる指導者養成のための講習会  
スポーツ振興くじ助成金を活用した支援

(保健体育課)

#### 【評価、今後の対応】

- ・新たに3町で総合型クラブが設立されるとともに、残る8市町村でも設立に向けて取組が進められているが、活動費の確保が困難なことなどから、取組が停滞しているケースもある。
- ・今後も広域スポーツセンターと連携し、設立準備中のクラブへの情報提供および支援を行うとともに、設立済みのクラブが会員数増加ができるよう活動支援を行う。さらに、総合型クラブの周知やスポーツへの参加意識を高めるための広報活動を推進する。

(保健体育課)

### 《 施策の具体的取組 》

#### (3) 心の教育の推進

##### 【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

近年の急速な少子化や核家族化などに伴う子どもの人間関係の希薄化や、自然体験・社会体験の機会の減少、家庭や地域の教育力の低下など、子どもをとりまく社会の状況は急激に変化しています。

このような中で、子どもの規範意識や善悪を判断する力、忍耐力や自他の生命を大切にすること、社会性や他人を思いやる心などが十分に育まれていないと懸念されています。

子どもが将来にわたり、地域社会の一員として充実した生活を送るためには、子どもの豊かな心を育み、自己のあり方やよりよい生き方の実現に向けて、自らが主体的に考え、行動できる態度を身に付けることが重要であり、その指導の実践に当たっては、学校だけでなく家庭と地域が一体となって取組を進める必要があります。

## (ア) 道徳教育の推進

### 【平成22年度の取組の概要】

- ・ふるまい向上プロジェクト事業を開始し、規範意識、コミュニケーション力、基本的な生活行動や生活習慣の定着、思いやりの心などを「ふるまい」と総称して乳幼児期からの一貫した養育・教育を充実し、学校、家庭、地域が連携して社会全体で県民運動として展開する取組を進めた。
  - 島根県ふるまい向上推進県民運動協議会の設置
  - ふるまい向上コーディネーターの配置（1名）
  - 広報啓発（実践事例リーフレット、ふるまい向上資料（5歳児・小1年生向け）
  - 評語・ロゴマークの募集、テレビ放映 等）
  - 小一プロブレム対応研修の実施
  - 親学ファシリテーター養成講座及び派遣事業の実施
  - 乳幼児期からの生活習慣づくり事業の実施
- ・道徳教育実践研究事業を実施し、学習指導要領の趣旨並びに子どもたちや学校、地域等の実態を踏まえた道徳教育を推進するための実践研究を行った。
- ・小・中学校道徳教育推進講座を実施し、道徳主任等に対する発達の段階に応じた指導の内容の重点化や道徳主任を中心とした指導体制と道徳教育の展開、魅力的な教材の活用、体験活動や実践活動の推進等の習得を図った。
- ・リーフレット「豊かな心を育む教育の充実Ⅲ」を作成・配付し、道徳教育実践研究指定校の研究実践を紹介するとともに、本県で大切にしたい道徳教育の周知を図った。
- ・本県の豊かな自然・歴史・文化を活用した多様な体験活動を取り入れたり、各教科や総合的な学習の時間、特別活動などとの関連した取組を行った。地域の人材を講師に活用したり、地域を題材にした資料作成などによる授業の実施を図った。
- ・全ての県立学校に「道徳教育全体計画」の作成を義務づけ、新学習指導要領「総則」の先行実施に伴う「人間としての在り方生き方に関する教育」を周知するとともに、新たに「道徳教育担当者」を配置して研修を実施した。

(義務教育課) (高校教育課)

### 【評価、今後の対応】

- ・「ふるまい向上」運動の意義・趣旨がより多くの県民に理解され、推進されるよう、県と市町村が連携を強めて進めていく必要がある。今後は、県内5教育事務所ごとに「ふるまい向上地区協議会」を設置する。ふるまい向上コーディネーターを増員して幼稚園の教諭や保育所の保育士、保護者等への直接的な指導を通して、教育・養育・子育てを支援する。
- ・全県立学校において作成された「道徳教育全体計画」に基づき、各校がふるまい向上に関わる具体的取組を実践する。「人間としての在り方生き方に関する教育」の視点をより一層意識した取組がなされるよう、道徳教育担当者研修や学校訪問等を通して指導・助言を行っていく。

(義務教育課) (高校教育課)

## (イ) 自然や文化を愛し、生命を大切に作る心の育成

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成22年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
体験学習を実施した学校の割合	小学校	95.5%	100%	100%

### 【平成22年度の取組の概要】

- ・県内の全ての公立小・中学校の全学年・全学級において総合的な学習の時間等を使ったふるさと教育（年間35時間以上）が実施された。
- ・「豊かな体験活動推進事業」（文部科学省）で推進校3校を指定し、農山漁村におけるふるさと生活体験推進の実践研究を進めるとともに、教育課程に位置づけた効果的な体験活動の在り方等について、実践状況や課題等を把握して指導・助言を行った。また、推進校の創意工夫を生かした体験活動をさらに有意義なものにするために、豊かな体験活動推進事業推進協議会を開催した。

（義務教育課）

### 【評価、今後の対応】

- ・県内の全ての公立小・中学校において、総合学習やふるさと教育の中で体験学習が実施された。
- ・今後は、「自然や文化を愛し、生命を大切に作る心の育成」をねらいとし県の実態に即した体験活動の充実を図る必要があり、より多くの学校で長期宿泊体験を取り入れた教育活動を推進する。

（義務教育課）

## 施策2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進

### 《 施策の具体的取組 》

#### (1) 学力の向上

#### 【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

目まぐるしく変化する社会の中で、子どもが将来にわたり主体的な生き方を実現していくためには、学校教育において確かな学力を身に付けることが大切であり、各教科の基礎基本の確実な定着を図るとともに、それらを応用し、自ら考え、判断する力を育成する必要があります。

子どもの学力の向上を図る上で、子どもが知ることや学ぶことの楽しさ、面白さを実感できることが大切です。そのためには、教員の指導力や指導体制に負うところは大きく、子ども一人一人の状況に応じた指導や、わかりやすい授業づくりを進め、子どもの学習意欲を高めるとともに、学習のつまずきを早期に把握し、的確に対応することが必要です。併せて、各種の学力調査結果で明らかになっているとおり、子どもの学習時間を確保することは喫緊の課題であり、家庭との連携を図りながら、家庭での学習習慣を確立します。

また、各学校段階が一体となって学力向上に取り組むことが重要であり、幼稚園・保育所から高等学校までが連携し、継続性をもった教育を実現できるよう努めます。

(ア) 学習内容の理解を深め、一人一人を支援する指導の充実

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成22年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
全国学力調査・学習状況調査において、 全国を100とした時の県の値	小学6年生	99.6	97.6	103
	中学3年生	101	102.1	103

【平成22年度の取組の概要】

- ・島根県学力調査や全国学力・学習状況調査の結果分析から明らかとなった課題（①学習意欲の高揚と学習習慣の確立、②思考力・判断力・表現力の育成）に向けて、しまね学力向上プロジェクトを実施し、学び合い高め合う集団づくりを基盤として学力向上対策を進めた。各学校や市町村教育委員会独自の学力向上対策の取組も行われた。
- ・小学校理科及び中学校数学について、教科指導力向上セミナーを全校悉皆の研修として実施し、子ども一人一人の考える力を伸ばすための授業改善を進めた。
- ・小中学校の全教員を対象にした新教育課程説明会を実施し、学習指導要領の改訂の重点である「言語活動の充実」等について周知を図るとともに、演習を通して実践的な指導の理解を深めた。説明会未受講の小中学校教員への説明会の実施、学習評価と言語活動の充実に関するハンドブックを作成・配付した。
- ・30人学級編制事業やスクールサポート事業により、児童一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による基礎基本の確実な定着や個性を生かした特色ある教育を進めた。
- ・島根県教育課程審議会答申に基づいて作成したリーフレット「島根の教育で大切にしたいこと」を各研修会において配布して周知した。
- ・「夢実現進学チャレンジセミナー」（医学部進学を希望する高校2年生が主な対象の3泊4日の学習セミナー）に法教育プログラムを加え、文系・理系希望生徒の進路意識の醸成を図った。

(義務教育課) (高校教育課)

【評価、今後の対応】

- ・全国学力調査・学習状況調査における全国を100とした県の値は、特に、小学生の数値が低下している状況にあるが、県の学力調査結果では、ほぼ横ばいで推移している。
- ・島根県学力調査や全国学力・学習状況調査の分析等から見た特徴としては、単純な計算等の基本的な技能は全国平均以上に定着しているものの、①作文などの「書く能力」、「書く能力」を身に付けることに重点を置いた学習を展開する必要がある。②根拠や意味を理解した上での知識や技能の定着が十分でなく、多様な見方や筋道を立てた考え方を育む学習を展開する必要がある。
- ・今後、調査結果等を踏まえ、教員の指導力向上のための研修等のさらなる充実を図るとともに、各学校における自校の分析や検証に基づく指導の改善を促していく必要がある。
- ・平成21年度から先行実施されている新学習指導要領の円滑な実施に向け、小中学校の授業時数・指導内容の増加に対応するため、非常勤講師（退職教員等経験者）を配置して指導体制の充実を図っていく。
- ・司書教諭の悉皆研修に加え、平成23年度は学校図書館活用教育指導力向上セミナーを実施し、学校図書館を活用した教育を一層推進していく。
- ・「夢実現進学チャレンジセミナー」は、医学部進学を希望する生徒に対し、地域医療に貢献する意欲を喚起する上で効果的であった。今後、このセミナーを教職員の教科指導や進路指導の研修の場としても機能させるとともに、医師不足をはじめとする県政課題

の解決に資する人材育成に向けた内容の充実、理数教育の強化方策等を検討していく。  
(義務教育課) (高校教育課)

### (イ) 家庭での学習習慣の確立

数値目標項目		改訂時数値	平成22年度	平成23年度
		(平成19年度)	数値(実績)	数値(目標)
学校以外で、1日60分以上学習している 児童生徒の割合	小学6年生	46.5%	52.4%	60%
	中学3年生	43.4%	49.7%	60%
		全国平均(平成22年度) 小学生 58.3% 中学生 66.2%		

#### 【平成22年度の取組の概要】

- 平成21年度に引き続き、「確かな学力向上のための環境構築事業」の「学習プリント配信システム」により、個に応じて使用できる学習プリントを各学校に配信するとともに、学校の要望等に基づき、システムの簡便化や内容の充実を図った。

(義務教育課)

#### 【評価、今後の対応】

- 島根県学力調査によると「学校以外で、1日60分以上学習している児童生徒の割合」は伸びて改善傾向が見られる。家庭での学習習慣の確立に向けて、引き続き、学校と家庭とが連携した取組を進める必要がある。
- 「学習プリント配信システム」については、活用方法説明会の開催等で各学校でのさらなる有効活用を進める。また、市町村教育委員会に対しては、引き続き各学校への支援を要請していく。

(義務教育課)

### (ウ) 幼保小中高が連携した学習指導の推進

#### 【平成22年度の取組の概要】

- 幼保小中連携ステップアップ事業を実施し、すべての推進地域において、関係する教職員が幼保小中連携についての共通理解を図り、組織づくり、校種の異なる教職員による合同授業等が行われた。
- 各推進地域から提出された研究成果資料に基づき、島根県の実態を踏まえた幼保小中連携モデルを作成することができた。
- 中高連携ステップアップ事業を実施し、中学校・高等学校間の教科指導の連携のあり方について研究し、成果物として中学校既習内容と高校初年次学習内容を接続する橋渡し教材を作成して中学校、県立学校に配布した。
- 小中連携、中高連携の取組では、各種連絡会や合同研修会等の開催や子どもの交流が実施された。研究授業を行う際には近隣の学校に参加を呼びかけ、授業について協議する機会を設定している学校も見られた。次の学校段階の学習にスムーズに対応できるように、ほとんどの小中学校において、入学前または入学後に連絡会が開催された。
- 幼小連携講座では、幼稚園と小学校の教員に対して幼小連携の必要性や学びをつなぐための演習、新学習指導要領に基づいた講義・演習等を開始した。

(義務教育課) (高校教育課)

### 【 評価、今後の対応 】

- ・市町村や各学校において独自の教育力を向上させる取組が進められた。今後も小学校・中学校・高等学校に加え幼稚園・保育園(所)とも連携していくため、市町村や学校の幼保小中高連携の取組への支援をさらに充実していく必要がある。県ホームページ等で幼保小中高連携モデルの周知・普及を図っていく。
- ・保育所保育士・幼稚園教員と小学校教員の間で具体的な取組が進められるよう、幼小連携講座の合同受講を推進する。
- ・中高連携ステップアップ事業では、新たな地域を指定して授業力向上に焦点化した連携を推進する。

(義務教育課) (高校教育課)

### (エ) 授業力向上のための研修の充実

#### 【 平成22年度の取組の概要 】

- ・島根県学力調査及び全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、学習意欲の向上や思考力、判断力、表現力を高めるための学習方法や教師の指導力の向上に向けた研修を実施した。特に、小学校理科及び中学校数学科においては、それぞれの教科における本県の課題に解決に向けた指導力向上を目指し、教科指導力向上セミナーを全小・中学校を対象に実施した。また、中学校教科指導リーダー養成研修(教育センター主管)を実施し、各種研究会で講師を務められるようなリーダーの養成を図った。
- ・県立学校においては、学力向上を図る上で中核的な立場にある教員を対象として、教科リーダー教員を養成する研修を行い、その成果を学力向上リーダーセミナーで発表した。数学、英語、国語の問題作成力養成事業では、中堅教員の指導力、とりわけ問題作成力の向上を目指す研修を行い、作成した問題は実施希望校で実力テストとして使用した。

(義務教育課) (高校教育課)

### 【 評価、今後の対応 】

- ・学力調査において課題の見られた小学校算数については、全小学校において指導力向上を図っていく必要がある。
- ・教科指導力向上セミナー受講者に対する事後アンケート結果では、研修内容を生かした実践や成果の普及がなされている状況が見られ、児童に考えさせる授業の在り方等について、県内全小・中学校に周知することができた。今後も県全体の指導力向上を一層推進していく。
- ・高校では、教科リーダー教員養成事業の対象となった教員が指導法を積極的に公開する動きが出てきており引き続き中堅教員の力量アップを図るとともに、ベテラン教員のノウハウを次代に継承する動きを一層高める。また、問題作成力養成事業では、テスト実施校教員と問題作成担当校教員による問題評価を行う場を設け、問題作成力の一層の向上をめざす。

(義務教育課) (高校教育課)

## 《 施策の具体的取組 》

### (2) キャリア教育の推進

#### 【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

今日、若者の職業観・勤労観の希薄化や、中途退学・早期離職率の高さ、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加等が社会問題となっています。

子どもが将来の夢や目標をもち、自ら考え、適切な進路を選び、社会人・職業人としてたくましく自立していくことができるよう、学校では、子どもの発達段階に応じて、働くことへの意欲を高めていくことが重要です。

#### (ア) 職業観・勤労観の形成

数値目標項目	改訂時数値 (平成18年度)	平成22年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
就職を希望する高校生の就職率	95%	96.7%	100%

(全国平均(平成22年度) 93.2%)

#### 【 平成22年度の取組の概要 】

- 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むことをねらいとして、小中学校で職場見学や職場体験などに取り組んでいる。
- 県立学校では、働くことを学ぼう推進事業において県内産業や企業の理解を深めるための企業見学事業(24校 2,016名参加)、生徒が主体的に進路を選択できるよう県内企業、事業所の協力により就業体験を行うインターンシップ事業(21校、2,113名、923事業所)、県内で活躍する経営者や卓越した技能を有する技術者等を招聘して行う職業意識啓発セミナー事業(14校 3,211名、講師延べ数61名)などに取り組んだ。

(義務教育課) (高校教育課)

#### 【 評価、今後の対応 】

- 県内のほとんどの小中学校で職場見学や職場体験が実施されており、地域の協力体制の下で子ども一人一人の自立に向けて必要となる能力や態度が育まれつつある。今後、中学校の職場体験については、事前・事後指導や体験日数の増加などさらに充実していく必要がある。
- 中学校のキャリア教育担当者を対象とした悉皆研修(小学校は希望教員)においては、「今後の学校におけるキャリア教育の在り方」を踏まえたキャリア教育担当者としての識見や指導力を養い、資質の向上を図っていく。
- 県立高校では、企業見学事業等への参加について大規模普通高校での取組を一層充実していく。
- 普通高校では、大学進学を視野に入れた講演会等に加え、大学卒業後の職業・社会を見据えた取組も進めていく。
- 各高校独自のキャリア教育(進路講話、卒業生に聴く等)では、教科横断的な取組や、全学校教育活動においてキャリア教育の視点を入れた取組がなされるよう、学校訪問や研修で周知・徹底を図っていく。

(義務教育課) (高校教育課)

## (イ) 産業界や地域との連携による県内就職の促進

数値目標項目	改訂時数値 (平成18年度)	平成22年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
就職をした県立高校生のうち県内就職者の割合	60.3%	74.1%	70%

(全国平均(平成22年度) 80.9%)

### 【平成22年度の取組の概要】

- ・ 県立学校においては、「働くことを学ぼう推進事業」を地域の企業等の協力を得ながら連携して実施した。特に農業、水産においては、地域産業の担い手育成事業の実施により地域の農家、水産業等との連携が深まった。
- ・ 各校の進路指導担当教員と企業との情報交換及び相互理解の場として、学校企業連絡会を開催した。(松江地区、出雲地区、浜田・江津地区、益田地区)
- ・ 高校の2年生を対象として進路選択ガイダンスを実施し、松江会場435名、浜田会場500名の生徒が参加した。
- ・ 雇用政策課、島根労働局、各ハローワーク、各雇用推進協議会がともに緊急就職対策会議を開催し、相互に連携してきめ細かい県内就職支援を実施した。
- ・ 専門高校の進路指導担当教員の職場開拓、企業訪問等の時間確保のため、進路指導代替講師を配置した。

(高校教育課)

### 【評価、今後の対応】

- ・ 景気の低迷等により厳しい就職状況が続く中で、関係機関が連携したきめ細やかな就職支援等により県内就職率は目標を超えた。今後、更に連携を強化するとともに、地元企業の理解等の促進を図りながら継続した取組を実施する。
- ・ 普通高校や定時制課程の就職希望者に対する支援を進めていくため、ふるさと島根定住財団、地元市町村や雇用推進協議会等と連携した支援が必要である。

(高校教育課)

## 施策3 創造性や個性の基礎となる感性を育む教育の推進

### 《 施策の具体的取組 》

#### (1) 読書活動の推進

##### 【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

個人の自由が尊重され、価値観が多様化する現代社会にあって、生涯にわたり主体性をもって豊かな人生を送るためには、自らが知的好奇心を持って考え、判断する力を養うことが必要です。このため、子どもの発達段階に応じ、読書活動を通じて、多様な考え方や生き方があることを知るとともに、先人たちの様々な経験や知恵に学ぶことにより、知性や感性を高め、豊かな創造性を育むことは極めて重要です。また、読書は、文章で表現された様々な考え方や主張を読み解き、自らの考えを築いていく営みでもあり、読解力や思考力、表現力の向上につながるものです。

このような意義を有する読書活動の推進に向けて、「島根県子ども読書活動推進計画」（平成13年12月に公布・施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成16年3月に県教育委員会が策定した計画（\*））を踏まえ、学校、家庭、地域、公立図書館、公民館などの連携協力を図りながら取り組んでいきます。

（\*「島根県子ども読書活動推進計画」は、平成21年3月に第2次計画を策定。）

### （ア）読書習慣の確立

数値目標項目		改訂時数値	平成22年度	平成23年度
		(平成19年度)	数値(実績)	数値(目標)
1日に30分以上読書をする子どもの割合 (学校以外)	小学6年生	34.6%	32.0%	60%
	中学3年生	28.8%	27.4%	50%
		全国平均(平成22年度) 小学生35.9% 中学生27.3%		

#### 【平成22年度の取組の概要】

- ・県内全小中学校の学校図書館を、「人のいる学校図書館」にするために、学校司書等配置事業を実施し、学校司書等を配置する市町村に対して、ボランティア、司書の配置に対して財政支援を行った結果、学校司書等の配置が進んだ。
- ・多くの学校で、朝読書など、読書に親しむ機会を工夫した。全国学力・学習状況調査の結果によると、小学校の82.4%、中学校の88.8%で朝読書を実施している。
- ・「子ども読書県しまね」の実現に向け、各市町村教育委員会に企画公募し、しまね子ども読書フェスティバルを開催した。

(義務教育課) (社会教育課)

#### 【評価、今後の対応】

- ・学校以外で1日に30分以上読書をする子どもの割合は減っているものの、全く本を読まない児童生徒は平成19年度と平成22年度を比べると小学校で21%から17.9%、中学校で32.8%から30.8%と減少した。
- ・県内ほとんどの小中学校の図書館が「人のいる図書館」になったことで、子どもたちが図書館を多く訪れるようになり、週に1回以上学校図書館や地域の図書館に行く児童生徒は全国に比べて小学校で6ポイント、中学校で4.8ポイント高くなった。図書の貸出冊数も伸びている。
- ・学校アンケートによると、「児童生徒にとって居心地のよい図書館となっている」と答えた小中学校の割合は90%を超えており、学校図書館が子どもたちにとって心休まる場所となっており、今後とも、全小中学校への学校司書の支援や読書活用・学校図書館活用教育に取り組む必要がある。
- ・しまね子ども読書フェスティバル事業は、公募を始めたことから、各市町の主体的な取組により読書活動に対する意識が高まり、活動の活性化が図られた。今後は、これまで子ども読書活動への取組がやや低調であった地域での開催を促していく。

(義務教育課) (社会教育課)

## (イ) 学校図書館の充実と活用の推進

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成22年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
学校図書館図書標準を達成している学校の割合	小中学校	21%	15.3%	50%
	〔小学校〕	〔20.4%〕	〔15.9%〕	〔50%〕
	〔中学校〕	〔21.0%〕	〔14.0%〕	〔50%〕
		全国平均(平成22年度)		小学校50.6% 中学校42.7%

### 【平成22年度の取組の概要】

- ・児童生徒の感性や創造力を高めるための読書活動の推進と、情報活用能力を育成するための学校図書館活用教育の推進を図った。
- ・県内全小中学校の学校図書館を、「人のいる学校図書館」にするために、学校司書等を配置する市町村に対して、ボランティア、司書の配置に対して財政支援を行った。
- ・公立小中学校学校の教諭に対し、司書教諭の資格取得の便宜を図るため、司書教諭講習を受講するための旅費を全額負担、受講料等経費の一部を補助した。
- ・教職員の協働により学校図書館を整備しようとする小中学校を推進校に指定して整備を行うとともに、その成果を広く普及した。
- ・読書活動や学校図書館を活用した事業実践において、優れた取組をしている学校を公募して表彰するとともに、優秀校の取組を広く普及した。
- ・司書教諭の悉皆研修を行い、学校図書館活用教育が全小中学校で展開されるよう県内全小中学校の司書教諭等の研修を行った。
- ・県立図書館では、小・中学校図書館に配置された学校司書、学校図書館ボランティアに対する初任者研修等を開催した。
  - 学校司書研修：11回開催し、延べ562人が参加
  - 学校図書館ボランティア研修：8回開催し、延べ177人が参加
  - 学校図書館活用教育研修会：2回開催し、延べ197人が参加
- ・市町村が学校図書館活用教育を進める上でのモデルとなる、図書の基本パッケージ（約2,000冊）を12セット一括購入し、県立図書館及び西部読書普及センターに配備すると共に、県内10市町の公立図書館等に寄託することによって、近辺の小中学校における共同利用を可能とした。

(義務教育課) (高校教育課) (社会教育課)

### 【評価、今後の対応】

- ・全小中学校の98%に配置となった学校司書等に対して学校図書館整備の一環として図書資料の整理を推奨することにより学校図書館の環境整備が進んだ。一方、図書の廃棄による蔵書冊数の減少のため、学校図書館図書標準を達成している学校の割合が減少する結果となった。現在、各市町村では国の地域活性化交付金を活用して図書の購入等を進めている。県立図書の基本パッケージ（約2,000冊・12セット）の県内公立図書館等への寄託を行い、小中学校と県・公立図書館との連携促進を図った。
- ・学校図書館を利用する児童生徒が増え、貸出冊数も増加傾向にある。各学校においても学校図書館を学校経営の重点に位置づけている学校の割合は87.3%、学校図書館の利用指導を行った学校の割合は96.5%と、学校図書館活用教育に対する気運が高まっており、教諭の専門性を高めるための講習受講・有資格者の増加を図っていく必要がある。

- ・ 県立高校においては、学校司書が未配置であった12校にも平成23年度から学校司書を配置し、図書館の整備や生徒への学習支援等を通して図書館活用教育の充実を図っていく。
- ・ 県立図書館では、県内すべての公立小中学校における学校図書館活用教育を推進するため、学校図書館の司書やボランティア等の専門性を高めるための人材養成研修に、今後も継続して取り組んでいく必要がある。

(義務教育課) (高校教育課) (社会教育課)

## 《 施策の具体的取組 》

### (2) 文化活動の活性化

#### 【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

文化は、創造力や表現力を高めるとともに、心のつながりや相互に理解し合う気持ち、多様性を受け入れることができる「豊かな心」を育むものであり、子どもが健やかに成長していく人格形成期において極めて大切です。このため、地域社会の協力も得ながら、文化活動の活性化を図ります。

#### (ア) 文化に親しむ機会の確保

##### 【 平成22年度の取組の概要 】

- ・ 文化庁や文化団体と連携し、児童生徒に対して優れた芸術文化に親しむ機会を提供した。  
学校への芸術家等派遣事業実施校：7校  
本物の舞台芸術体験事業：20会場（50校）※特別支援学校及び幼稚園を含む  
児童演劇地方巡回公演：3会場（25校）※保育園を含む
- ・ 「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を推進し、郷土芸能等の芸術文化に親しむ機会を確保した。

(義務教育課) (社会教育課)

##### 【 評価、今後の対応 】

- ・ 音楽や美術、演劇など国内をはじめ海外で活躍している芸術家に直接触れる活動は、子どもたちの芸術に対する関心を高めるとともに、一人一人の子どもたちの感性を育て、豊かな心を育むことに繋がり、今後も取組を進めていく必要がある。国や文化団体等と連携して優れた芸術文化に親しむ機会の提供に努めていく。
- ・ ふるさと教育を通して、多くの児童生徒が伝統芸能等の芸術文化に親しみ、体験することができた。今後も、ふるさと教育の質的・量的充実を促し、地域の芸術文化を含む地域の「ひと・もの・こと」を活用した学習を推進していく。

(義務教育課) (社会教育課)

#### (イ) 地域社会と連携した文化部活動の推進

##### 【 平成22年度の取組の概要 】

- ・ 指導者の確保が困難な文化部活動がある学校（中学校・高等学校）では、地域の社会人等に指導をお願いしている。その講師謝金の一部を支援し、文化部活動を推進した。  
中学校：16校（延べ16人）、高等学校：17校（延べ22人）
- ・ 中学生の文化祭「アートフェスティバル2011」を開催して、活動成果を地域社会に総合的に発表する機会を提供した。

出演校 【舞台の部】：9校（弁論、合唱、郷土芸能、管弦楽、吹奏楽）

展示作品【展示の部】：57点（書写、版画）

- ・第10回全国中学校総合文化祭に、県大会で優秀な成績を収めた作品を出品参加した。  
出品作品：54点（書写、版画）
- ・島根県高等学校文化連盟が主催する講習会、発表会等を支援（共催負担金の交付）し、社会人指導者による講習の機会、地域社会に成果を発表する機会を設けることを推進した。
- ・第34回全国高等学校総合文化祭への参加旅費を支援（島根県高等学校文化連盟への補助金交付）し、参加を促進した。

参加部門：14部門、参加生徒：226名

（社会教育課）

#### 【 評価、今後の対応 】

- ・学校関係者と地域・文化団体と連携して、中学校・高校で文化活動の成果を発表する機会を提供するとともに、社会人指導者を派遣することができた。
- ・文化部活動の参加生徒や指導者を確保し、活動水準を維持、向上していくためには、地域や文化団体との連携を一層深めて、活動成果の発表機会の提供や社会人指導者の活用による技術力や表現力の向上を図っていく必要がある。

（社会教育課）

### 《 施策の具体的取組 》

#### （3）ものづくり活動の推進

##### 【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

団塊の世代の大量退職などにより、ものづくりの技術・技能の継承が危ぶまれています。地域の経済の発展を維持するためには、産業を支える技術や技能水準の向上を図るとともに、若年者の技術・技能労働者を確保し、育成することが重要な課題です。

そのため、子どもの発達段階に応じ、ものづくりの楽しさや面白さを体験させるとともに、ものを大切に作る心を育てていきます。また、この取組を通じて、地域のものづくりを支える専門的職業人の育成につなげていきます。

##### （ア）小・中学校におけるものづくり活動の推進

#### 【 平成22年度の取組の概要 】

- ・ものづくり体験教室を実施したり、中学生ものづくり競技大会を後援したりするなど、ものづくり活動を推進した。また、専門高校生が小学校や中学校で出前授業を行い、ロボットや電気製品などについて学習し、ものづくり活動を行った。
- ・ふるさと教育の一貫として、地域の伝統工芸に取り組んでいる人との交流を通して、ものづくりに触れるとともに、子ども自らも、ものづくり活動に取り組んだ。

（義務教育課）

#### 【 評価、今後の対応 】

- ・ものづくり体験教室やものづくり競技大会等を通して、中学生がものづくりの楽しさを体験し、ものづくりに対する意識や技能への関心を高めることができた。
- ・今後、小中学生の、ものづくりに対する意欲を高め、ものづくり活動の輪が広がるよう、優れた技能士の技を直接見たり体験する機会の場をさらに提供していく必要がある。

## (イ) 専門高校における人材の育成

### 【平成22年度の取組の概要】

- ・専門高校の生徒による学習成果の発表の祭典である全国産業教育フェア参加支援事業により6校（松江工業、松江農林、出雲農林、矢上、江津工業、益田翔陽）に支援を行った。
- ・専門高校等に学ぶ生徒の学習意欲を高めるとともに資格の取得を通じて技術の習熟を図るための職業資格取得者等顕彰制度により394人の表彰を行った。
- ・産学官の連携による産業人材育成を行う「目指せスペシャリスト」（江津工業）と「地域産業の担い手育成事業」（松江農林、出雲農林、浜田水産、隠岐水産）を実施した。
- ・「産学官連携による課題研究事業」を専門高校を対象として実施した。（実績：12校、26テーマ）

(高校教育課)

### 【評価、今後の対応】

- ・全国産業教育フェアは、専門高校のものづくりを中心とした学習成果発表の場であり、専門高校生の目標となっている。職業資格顕彰制度は、専門高校生の資格取得奨励に寄与している。
- ・産学官連携による課題研究事業は、生徒が地域や企業と長期間にわたって継続的に取り組むことにより、職業観や勤労観のみならず地域貢献意識やふるさと意識の醸成、地元企業への理解、地元企業への就職率向上にも寄与している。
- ・県内産業振興の基盤である人材確保を「地域の人材は地域で養成する」ために、今後も地域の産業構造や県内企業に対する理解を深め、地域ニーズに対応する人材の育成を図っていく必要がある。

(高校教育課)

## 施策4 互いの人権を尊重する教育の推進

### 《 施策の具体的取組 》

#### (1) 人権を尊重する教育推進のための基盤整備

##### 【基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より】

真に一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、子どもの発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、人権教育を推進することが大切です。そのためには、教職員の人権意識を高め、子どもや保護者の意見を大切にされた学校運営を進めるとともに、これまでの同和教育の成果を踏まえ、各学校段階の連携により、長期的な視点から人権教育を進めるとともに、家庭や地域、関係機関との連携により、総合的な視点から人権教育を推進します。

## (ア) 人権を尊重した学校づくりの推進

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成22年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
異校種間での人権・同和教育の公開授業実施率	57%	75%	100%

### 【平成22年度の取組の概要】

- ・研究指定を行った保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の17校(園)に延べ60回の訪問指導を行い、人権尊重の精神に立つ学校づくりについて指導・助言を行った。
- ・研究指定を行った3保育園、1幼稚園、4小学校、2中学校が発表大会を行い、研究の成果を周囲の学校や地域に広げることができた。
- ・主任者研修会等では、児童生徒の進路保障を進めるために異校種間で連携を図ることの必要性について講義を行った。県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校では、54%の学校において異校種間での定期的な協議や情報交換に取り組み、交流学习を通じて家庭等とも連携して人権・同和教育を推進する体制づくりが進んだ。

(人権同和教育課)

### 【評価、今後の対応】

- ・県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校では、75%の学校において異校種間での公開授業を実施され、子どもの発達段階を踏まえた継続的な人権・同和教育を行った。しかしながら、高等学校、特別支援学校の実施率が低く、昨年度と比べて割合が減少した。今後、主任者等研修や学校管理職研修、各教育事務所の担当指導主事の学校訪問の機会を通じて、また、研究指定校の実践を研修会やホームページ等で紹介することなどにより、特に高等学校、特別支援学校に対する実施を働きかけていく必要がある。

(人権同和教育課)

## (イ) 人権意識を高めるための指導の充実

### 【平成22年度の取組の概要】

- ・研究指定校訪問指導等を通じて、教職員の授業力向上のための指導・助言を行った。また、人権・同和教育の視点に立った指導方法について指導・助言を行った。
- ・「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の考え方を各学校の実践に反映させるため、教職員研修資料について各種研修で情報提供を行い、その活用が図られるよう努めた。
- ・同和問題については、各学校において発達段階に応じた指導が行われており、インターネットによる人権侵害についても全体の70%の学校で取り組まれた。

(人権同和教育課)

### 【評価、今後の対応】

- ・校内研修資料の作成・配布、授業力向上に向けた訪問指導等により、各学校の研修が活発に行われるようになってきている。また、研修方法としては参加体験型研修が多く取り入れられ、実践的な力をの育成が図られつつあり、取り組む人権課題にも広がりが見られるようになってきている。
- ・今後、これらの取組が一層充実していくよう学校を支援していく必要がある。

(人権同和教育課)

## 施策5 地域への愛着と誇りを育む教育の推進

### 《 施策の具体的取組 》

#### (1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育力の充実

##### 【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

家庭は、子どもに基本的な生活習慣や規範意識などを身に付けさせ、心身の調和のとれた発達を促す上で第一義的な責任を負っていますが、少子化、核家族化、価値観の多様化、雇用の流動化など、社会の大きな変化の中で、教育力の低下が懸念されています。

また学校は、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、様々な教育課題に対応しており、一人一人の子どもや保護者と向き合う十分な時間を確保することが困難となってきました。

そして地域社会は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に教育力を宿していましたが、今やその力が低下しつつあり、地域全体で子どもを育む仕組みを意図的に再構築していく必要に迫られています。

このような現状を打開するためには、学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼しあえる関係を築きながら、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

#### (ア) ふるさと教育の推進

数値目標項目		改訂時数値 (平成19年度)	平成22年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
「学社連携・融合」によるふるさと教育を実施した公立小中学校の割合	小中学校	100%	100%	100%

##### 【 平成22年度の取組の概要 】

- ・「学社連携・融合」(＝地域の大人が学校教育を支援)の理念に基づく、ふるさと教育を実施するため、市町村に対し、全小中学校を対象とする交付金を助成した。
- ・ふるさと教育に関わる地域人材の発掘・供給を円滑に進めるための研修会を開催した。
- ・児童生徒が県東西地域を相互に訪れ、それぞれの地域の歴史文化を学び、交流する体験学習を実施した。
- ・「ふるさと教育」実践校の代表グループ(児童生徒、地域住民等)が一堂に集い、隠岐を会場に交流会や体験学習を行った。

(義務教育課) (高校教育課) (社会教育課)

##### 【 評価、今後の対応 】

- ・県内全ての公立小・中学校・全学年・全学級において、総合的な学習の時間等を使って年間35時間以上のふるさと教育が実施された。
- ・学校では地域の教育資源を生かした特色ある教育活動が充実し、学習発表会等では「ふるさと教育」の実践を発表したりする取組が見られるようになった。また、学校を核にした活動により地域の活性化が図られたケースが見られたり、市町村独自の「ふるさと教育フェスティバル」が開催されたりした。
- ・今後も、ふるさと教育を推進する体制を確立するため、教員・指導者・ボランティア研

修の実施や指導・助言等により市町村教育委員会への支援等を行っていく必要がある。  
 ・「神々の国しまねプロジェクト」と連携し、児童生徒が本県の歴史文化や伝統芸能等を学習することのできる様々な取組を展開していく。

(義務教育課) (高校教育課) (社会教育課)

### (イ) 放課後の子どもの居場所づくりの推進

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成22年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
「放課後子どもプラン」に取り組む市町村の割合	62.0%	90.0%	100%

※「放課後子どもプラン」:地域の宝である子どもを地域全体で育むという基本理念に基づき、地域の大人たちの力を結集して放課後や休日を健康やかに過ごすことができる環境を保証し、地域での子どもの育ちを支えようとするもの。

#### 【平成22年度の取組の概要】

- ・子どもに交流と体験の場を提供する放課後子ども教室、子どもに生活の場を提供する放課後児童クラブをはじめ、放課後対策を行っている現場を訪問(20か所程度)して情報収集や運営に関する助言等を行った。
- ・未設置市町と放課後や休日の子どもの望ましい過ごし方を議論し、関係者の連携を深めるための検討の場の設置に関して助言等を行った。
- ・放課後子どもプランに関わる指導者等の研修会を実施し、市町村事業担当者の理解やコーディネーター・指導員等の養成・資質向上を図った。
- ・県放課後子どもプラン推進委員会を開催し、指導者研修の企画及び事業の検証・評価等を行った。

(社会教育課)

#### 【評価、今後の対応】

- ・放課後子ども教室、放課後児童クラブの各事業が、20市町で導入された。内訳は、両事業とも実施が34%(小学校区割合・以下同)、放課後子ども教室のみ実施が25%、放課後児童クラブのみ実施が23%、いずれも未実施の小学校区が平成19年度26.5%から平成22年度18%と減少した。
- ・放課後子ども教室や放課後児童クラブを設置していない校区の数が減少し、子どもが放課後や休日を安心して過ごせる環境が広がりつつある。未設置の町村全てで検討の場が設置されており町村の理解も深まってきている。
- ・放課後子ども教室や放課後児童クラブに関わる大人や子どもが年々増加する傾向にあり、大人も子ども達へ進んで声かけをする、学校への関心を持つなど、地域の子どもの地域ぐるみで育てる気運の醸成に繋がっている。ふるさと教育、学校支援地域本部事業の取組とも連携し、今後一層教育支援活動の充実を図っていく必要がある。

(社会教育課)

### (ウ) 公民館活動の充実による「地域力」醸成

#### 【平成22年度の取組の概要】

- ・企画プレゼンテーション大会(本選)において、15公民館等がプレゼンテーションを行い、10か所を新規モデル公民館として採択した。
- ・大会には、県内の公民館職員、社会教育関係者、県・市町村の職員等も約250名が参加

し、地域力醸成をめざす公民館の熱意・意欲を体感した。

- ・平成20年度からの継続モデル公民館25を加えた計35公民館において、それぞれの地域で地域力醸成に向けたモデル的な取組の実践が新聞や広報紙等で紹介された。
- ・地域住民を対象とする「ふるまい向上」に関わる研修会や学習活動を実施しようとする公民館等に助成を行い、地域社会での「ふるまい向上」にむけた意識啓発に取り組んだ。

【ふるまい向上プロジェクト事業】

(社会教育課)

#### 【 評価、今後の対応 】

- ・「実証！地域力醸成プログラム事業」(モデル公民館の選定・支援)への参加者延人数は約33,000人であり、公民館の存在意義や役割の再認識と地域課題解決の場としての公民館の活用が広がり、住民自治活動の気運醸成にもつながっている。
- ・33か所の公民館で「ふるまい向上」に関わる研修会(「乳幼児をもつ親のための研修会」や「親学プログラムの実施」、「地域や自然の中での体験活動」等)が実施された。

【ふるまい向上プロジェクト事業】

- ・今後も、公民館の地域課題に関わる取組に支援を行っていく必要がある。

(社会教育課)

### (エ) 社会教育主事の専門性を生かした「学社連携・融合」の推進

#### 【 平成22年度の取組の概要 】

- ・6市7町1村へ21名の「社会教育主事」を派遣した。
- ・派遣した「社会教育主事」は、市町村の特色に応じた学校・家庭・地域の連携体制づくりに努め、ふるさと教育、放課後子ども教室、学校支援地域本部事業、実証！「地域力」醸成プログラム等の事業を推進した。
- ・社会教育主事の資質向上を図る研修会を4回(内1回は初任者研修)行った。

(社会教育課)

#### 【 評価、今後の対応 】

- ・社会教育主事を受け入れている市町村においては、国・県の社会教育関係事業が積極的に実施され、学校・家庭・地域の連携体制づくりが進んだ。
- ・今後も、社会教育主事の専門性を生かし、それぞれの市町村の実情に応じた学校・家庭地域の連携協力による実践活動を支援していく必要がある。また、未派遣の市町に対しての働きかけも継続して行っていく必要がある。

(社会教育課)

### 《 施策の具体的取組 》

#### (2) 社会教育の振興による生涯学習社会の実現

##### 【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

県民が、生涯にわたる学習を通じて自己実現を目指すとともに、学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会の実現を目指します。

そのためには、個人の興味・関心に基づく自発的学習を待つだけでなく、社会教育施設(公民館、図書館、社会教育研修センターなど)における学習支援機能の充実強化により、県民の学習活動を積極的に誘発するとともに、その成果を地域課題の解決に向けた実践活動に結びつけるなど、地域社会への主体的な参画を支援していくことが必要です。

数値目標項目	改訂時数値 (平成19年度)	平成22年度 数値(実績)	平成23年度数 値(目標)
講座の受講、講演会への参加、習い事、自主学習などの生涯学習に取り組んでいる人の割合	34.2%	26.9%	50%

### (ア) 社会教育研修センターにおける指導者養成機能の強化

#### 【平成22年度の取組の概要】

- ・社会の要請に応え、地域における住民の学習活動を活性化させていくためには、地域において学習活動を支える社会教育実践者（ファシリテーター、指導者）の養成に力を入れる必要があり、平成22年4月に「生涯学習推進センター」を「社会教育研修センター」に名称変更し、人材養成と調査・研究に特化した取り組みを進めることとした。
- ・市町村の社会教育関係者や公民館職員、家庭教育支援関係者などを対象に、専門的知見（学びや気づきを促すスキル・ノウハウ・マインドなど）を提供する人材養成研修を実施した。

（主な研修内容）

基礎研修（5講座）、専門研修（4講座）、課題別研修（5講座）、メディア研修（3講座）、親学プログラム体験講座、公民館長・社会教育委員等研修 など

- ・しまね学習支援プログラムの普及のため、親学プログラムを活用できる親学ファシリテーターを養成し、各地の研修会に派遣した。【ふるまい向上プロジェクト事業】
- ・情報誌「しまねの社会教育だより」を発行し、市町村の社会教育・生涯学習にかかわる指導者・担当者に、県の社会教育行政の取組内容や市町村の実践事例等の情報を提供した。学習情報の提供や相談対応、教材の貸出・閲覧を行うとともに、西部社会教育研修センターでは、放送大学生、視聴体験希望者に放送大学の授業テープの室内視聴や貸出を行った。

（社会教育課）

#### 【評価、今後の対応】

- ・平成22年度県政世論調査結果では「生涯学習に取り組んでいる人」の割合は低下した。学習成果が地域課題の解決に向けた実践活動に結びつくよう、地域における学習活動を支える社会教育実践者の養成に力を入れていく必要がある。
- ・専門的知見を提供する人材養成研修基礎研修には延べ1,458人の参加があり、目標を上回った。
- ・しまね学習支援プログラム（親学プログラム）普及のための親学ファシリテーターを46人養成した。今後も、養成に努めるとともに、養成した人材が自信を持って地域住民の学習活動を企画したりして指導者として活動してもらえるよう、スキルアップを図るためのアフターフォロー研修やプログラムの開発、効果的な情報提供など、継続的に支援していく必要がある。【ふるまい向上プロジェクト事業】
- ・今後も市町村社会教育指導者・担当者、公民館関係者などの社会教育実践者や指導者のスキルアップやプログラムの企画等の役に立つ情報誌として、継続して発行していく。

（社会教育課）

## (イ) 社会教育施設・青少年教育施設における学習支援機能の充実

### 【平成22年度の取組の概要】

- 社会教育施設等における学習支援充実のためには、専門的力量を有する人材の配置が重要であることから、図書館、青少年の家、少年自然の家に必要な司書や社会教育主事を配置し、学習支援の向上に努めている。
- 県立図書館では、平成21年度から祝日を開館とし、3月から10月までの開館時間を19時まで延長した。
  - 年間入館者数 : 287,713人 (前年度289,685人)
  - 図書貸出総冊数 : 412,507冊 (前年度390,636冊)
- 県立図書館では、公共図書館職員研修や市町村読書普及研修、地域図書館職員研修などを開催し、地域における学習支援機能の充実に努めた。
  - 図書館関係職員(初任・専門・読書普及)研修 : 6回 (参加者 : 174人)
  - 地域図書館職員研修 : 4か所 (参加者 : 61人)
  - 子ども絵本講座(実践講座) : 3回 (参加者 : 229人)
- 市町村が学校図書館活用教育を進める上でのモデルとなる図書の基本パッケージ(約2,000冊)を県立図書館及び西部読書普及センターに配備するとともに、県内10市町の公立図書館等に寄託することによって、近辺の小中学校における共同利用を可能とした。
- 県立図書館では、小・中学校図書館に配置された学校司書、学校図書館ボランティアに対する初任者研修等を開催した。
  - 学校司書初任者研修 : 11回 (参加者 : 延べ562人)
  - 学校図書館ボランティア初任者研修 : 8回 (参加者 : 延べ177人)
  - 学校図書館活用教育研修会 : 2回 (参加者 : 延べ197人)
- 青少年の家、少年自然の家では、学習支援に資する各種主催事業を企画・実施した。
  - (青少年の家)
    - サン・レイクフェスティバル(春・秋)
    - 青少年活動支援者養成講座
    - 夏楽校!サマーチャレンジ(対象:小学校4~6年生)
    - あつまれ!げんキッズ(対象:幼保年長児)
    - キッズチャレンジ夏!(対象:小学校1~3年生)
    - キッズチャレンジ~にんにん冬学校の巻~(対象:小学校1~3年生)など
    - 受入研修事業を含めた研修者数 : 56,976人(対前年106.1%)
  - (少年自然の家)
    - オープンデー(春・秋)
    - チャレンジ・ザ・サマー(対象:小学校1~4年生とその保護者)
    - 長期の宿泊体験事業であるジュニア・サマー・キャンプ(対象:小学校5~6年生)
    - わくわく森もりランド in 江津(対象:幼保年長児とその保護者)など
    - 受入研修事業を含めた研修者数 : 26,790人(対前年105.8%)

(社会教育課)

### 【評価、今後の対応】

- 平成22年度県政世論調査結果によると「生涯学習に取り組んでいる人」の割合は低下したが、一方で、県立図書館の図書貸出冊数は年々増加しており、自主学習の意欲は高いものと考えられる。
- 今後も、図書館利用者へのレファレンス(資料調査・相談)業務に対応するため、図書

館司書の資質の向上に努めていく。

- ・ 県立図書館では公共図書館職員、学校図書館職員等を対象とした各種研修を開催し、職員の資質向上に大きな効果があった。
- ・ 公共図書館に学校図書館活用教育図書の基本パッケージの寄託を通して、公共図書館と学校図書館の司書の連携が深まり、学校図書館支援の気運が一層高まった。
- ・ 県立図書館では、県内すべての公立小中学校における学校図書館活用教育を推進するため、学校図書館の司書、ボランティア等の専門性を高めるための人材養成研修に今後も継続的に取り組んでいく。
- ・ 青少年の家では、利用者アンケートにおいて、研修内容・職員の対応・食事・施設設備等を含む研修全体に対して、高い利用満足度（88%以上）の評価を得た。
- ・ 少年自然の家においても、利用者アンケートにおいて、高い利用満足度（86%以上）の評価を得た。特に、職員の対応についての小学校引率者の満足度は100%であった。
- ・ 今後は、新学習指導要領において自然体験や長期宿泊体験活動を積極的に実施・充実するようあらためて明記されたこともあり、学校に向けて、これまで以上に青少年教育施設の魅力を伝え、大いに活用するようあらゆる機会にPRしていく。
- ・ また、閑散期対策に引き続き取り組むと共に、ふるまい向上などの施策と連携し、親学ファシリテーターを活用するなど乳幼児やその保護者への取組を一層充実させていく。

(社会教育課)

## 施策6 すべての子どもたちの学びを支える取組の推進

### 《 施策の具体的取組 》

#### (1) 不登校の子どもに対する取組の充実

##### 【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

学校は本来、児童生徒にとって安心できる場であり、楽しい場でなければなりません。

また、友だちとともに学ぶ楽しさを知り、達成感を味わい、自分の可能性を見出していく場でもあります。

しかし、いじめやインターネット等による誹謗中傷、体罰などの人権侵害、また、過度の競争意識や画一的な価値観などがもたらす緊張感・息苦しさ等がある場合には、そうした安心できる居場所や学びの場とならず、そのことが不登校を生み出す要因の一つと考えられます。

このような課題の解決に向けて、家庭や関係機関の理解と協力を得ながら、学校が組織的に対応することにより、子どもの「心の居場所」となる学校づくりを行います。

また、学校でのあらゆる教育活動において、子ども一人一人の心身の状況を把握し、きめ細やかな対応が可能となるよう、校内の指導体制や相談体制の充実に努めます。

校外においては、不登校の子どもが学校復帰や社会的自立に向けて安心して、元気をとり戻すことのできる居場所づくりを進めます。

数値目標項目	改訂時数値 (平成18年度)	平成22年度 数値(実績)	平成23年度 数値(目標)
不登校児童生徒数の割合	1.64%	1.31%	1.30%

(全国平均(平成21年度) 1.16%)

## (ア) 教職員の資質向上を図る研修の充実

### 【平成22年度の取組の概要】

- ・ 県教育センターでの研修会や指導主事の学校訪問により教員の資質向上を図り、諸課題に対して学校が組織的な対応ができるよう指導・助言を行った。
- ・ 「生徒指導総合研修」を県内各教育事務所管内の全小・中学校の教員と、高等学校・特別支援学校の希望者を対象として開催した。年度当初に開催した生徒指導主任・主事等研修との関連性をもたせ、不登校への対応に関する専門的な知識や技能の習得や、集団の力を高め未然防止に努める方法について、講義や実践発表、分散会協議等を通して、生徒指導上の諸課題に幅広く対応できる指導力の向上を図った。

(義務教育課)

### 【評価、今後の対応】

- ・ 小中学校の不登校児童生徒数は、前年度に比べて7人減少し751人であったが、全児童生徒数も減少したため割合は前年度より増加した。小学校における割合が依然高いことから、今後も、アンケートQU等での児童個々の状況把握や子どもと親の相談員の配置等により未然防止に努める必要がある。
- ・ 教職員の資質向上については、講義や実践発表、分散会協議等を通して生徒指導上の諸課題に幅広く対応できる指導力の向上が図られた。不登校のみならず、いじめや暴力行為、集団の中で特別な支援を必要とする児童生徒に対する適切な対応について、研修内容に取り入れて実施していく必要がある。

(義務教育課)

## (イ) 組織的な支援体制の充実

### 【平成22年度の取組の概要】

- ・ 各教育事務所の生徒指導専任主事と5名の市町教育委員会派遣指導主事で、市町村教育委員会を中心とした学校への指導支援体制を充実した。
- ・ 県内の全学校（小・中・高・特）の生徒指導主任・主事を対象として、生徒指導の諸課題について研究協議や情報交換を行うとともに、校種間の連携を図った。
- ・ 各生徒指導研修において、「集団の力を高めること」を昨年度に引き続きテーマに据え、課題を抱える児童生徒に対する教職員の支援のあり方についての知識や技能の向上を図った。

(義務教育課)

### 【評価、今後の対応】

- ・ 各生徒指導研修において、「集団の力を高めること」をテーマとして取り上げ（H21～H23）、諸課題を抱える児童生徒に対する支援の在り方について、教職員の知識や技能の向上が図られた。
- ・ 今後とも各生徒指導研修をとおして、集団の力を高めることの重要性について、一層周知し、具体的な方法を教員自らが考え、取り組んでいける姿勢を培う必要がある。
- ・ 全ての公立学校を対象に情報モラル教育に重点を置いた研修を行う。

(義務教育課)

## (ウ) 教育相談体制の充実

### (A) スクールカウンセラーの配置の推進

#### 【平成22年度の取組の概要】

- ・教育相談体制を充実するため、小学校75校、中学校98校、高等学校43校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等への不登校、対人関係、不適應の悩み相談対応を実施した。(総相談件数：9,834件)

(義務教育課)

#### 【評価、今後の対応】

- ・スクールカウンセラーの配置などにより、学校の問題行動の未然防止・早期対応等への取組に工夫が見られた。
- ・スクールカウンセラーは、限られた時間内で十分な活用が図られるよう、検証により配置時間数などを工夫していく必要がある。
- ・不登校児童生徒(小・中学校)751人のうち、関係諸機関及び校内の専門的相談相手(スクールカウンセラー、養護教諭等)にもかかっていない児童生徒が105人いる。児童生徒が安心して過ごせる居場所を開設したり家庭訪問を行うなど行動範囲や活動を広げるきっかけづくりを行う取組や、不登校の児童生徒が集団生活や学習を行うための場となる教育支援センター(適応指導教室)への運営支援などを通して、今後一層児童生徒のニーズに応じた居場所の提供を行っていく必要がある。

(義務教育課)

### (B) クラスサポートティーチャーの配置

#### 【平成22年度の取組の概要】

- ・生徒指導上の問題を抱えがちな大規模中学校20校の第1学年に対して、非常勤講師(クラスサポートティーチャー)を計40名配置し、不登校や問題行動等の未然防止を図った。

(義務教育課)

#### 【評価、今後の対応】

- ・事業実施校の中学1年生に、不登校や問題行動の人数や件数に減少が見られた。
- ・クラスサポートティーチャーによって、授業中のサポートだけではなく、休憩時間中の生徒の様子にも目が行き届いた。その結果、生徒の細かな変化にも速やかに対応できたり、生徒に安心感を与えるなどの効果があったことから、引き続き取り組む必要がある。

(義務教育課)

### (C) 子どもと親の相談員の配置

#### 【平成22年度の取組の概要】

- ・連絡指導員を14校の小学校に配置し、不登校、問題行動、児童虐待等の課題を抱える児童生徒や保護者への早期対応をする課題を抱える子ども等の自立支援事業を行った。

(義務教育課)

#### 【評価、今後の対応】

- ・学校における教育相談体制の充実に成果があったことから、今後も同様に支援を継続していく必要がある。

(義務教育課)

## (D) 電話による相談体制の充実

### 【平成22年度の取組の概要】

- ・島根県教育センター（浜田教育センターを含む）に相談電話を開設し、休日も含めていじめ等の相談に応じた。全体で821件の電話相談があった。
- ・「いじめ110番」の対応時間外に相談があった場合、島根県警が行う24時間対応の「ヤングテレホン」を紹介して連携を図ることにより、電話による相談体制を充実させた。  
(義務教育課)

### 【評価、今後の対応】

- ・いじめ、不登校等の相談では、相談者が気持ちを和らげたり、方向性を見つけるなどの成果が上がっており、今後も継続して取り組む必要がある。

(義務教育課)

## (E) 多様な学びの場や居場所の充実

### (A) 教育支援センター等の運営支援

### 【平成22年度の取組の概要】

- ・各地域において、不登校児童生徒が家庭や学校以外で学習や活動する場を充実するために、県全体で、11市町12施設の教育支援センターと民間施設2施設、合計14施設に運営支援を行った。学校への復帰や将来の社会生活に適應できることを目的として、集団生活や学習、体験活動などの機会を提供した。

(義務教育課)

### 【評価、今後の対応】

- ・学習を中心とした支援が必要な児童生徒の居場所としての役割を果たし、不登校児童生徒数の減少につながっており、今後も継続して取り組む必要がある。

(義務教育課)

### (B) 家庭に閉じこもっている子どもの支援

### 【平成22年度の取組の概要】

- ・家に引きこもっていることの多い児童生徒を対象とし、家庭訪問を行ったり、当該児童生徒が安心して過ごせる居場所を一定期間開設することにより、活動範囲を広げるきっかけづくりを行った。各教育事務所管内ごとに居場所の開設317回（隠岐44回）、家庭訪問を185回（隠岐2回）実施した。

(義務教育課)

### 【評価、今後の対応】

- ・児童生徒のニーズに応じた支援環境を設定したり、積極的に家庭訪問を行うことにより、活動に参加する人数が増加したり、活動範囲を広げることができるようになった。今後も、関係機関と協議しながら継続して取り組む。

(義務教育課)

## 《 施策の具体的取組 》

### (2) 特別支援教育の充実

#### 【 基本的な考え方 「しまね教育ビジョン21」より 】

障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、特別支援学校と小中高との連携はもとより、医療・福祉・労働などの関係機関や市町村とも十分な連携協力を図りながら、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、きめ細かな教育を行います。

#### (ア) 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

##### 【 平成22年度の取組の概要 】

- ・ 県内のすべての地域において、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が行えるようにするため、これまでにすべての公立小・中学校、高等学校及び特別支援学校で校内委員会の設置等の体制整備が行われている。
- ・ 全ての公立小・中学校、高等学校において、保護者の相談窓口となる特別支援教育コーディネーター（特別支援学校及び小・中学校、高等学校の教員）の指名とともに、各教育事務所管内毎に広域特別支援連携協議会を設置し、専門家チームや巡回相談員による学校等への支援体制の整備を進めている。
- ・ 専門家チーム会議を各事務所毎に年2回程度実施するとともに、各学校等へ専門家チームメンバーを直接派遣し、相談支援を行った。相談支援の実施率は、幼稚園74%、小学校65%、中学校66%、高等学校48%であった。また、巡回相談員による相談支援の実施率は、幼稚園85%、小学校80%、中学校80%、高等学校58%であった。
- ・ 県内全域において、市町村特別支援連携協議会や相談支援チームの設置を行い、市町村における支援体制の整備を図った。

(特別支援教育室)

##### 【 評価、今後の対応 】

- ・ すべての公立学校で校内支援体制が整備されたことから、この体制をうまく機能させていく必要がある。このため、特別支援教育コーディネーターを中心に、児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援について、学校内で十分な議論のもとに取り組んで行けるように助言や援助を行う。
- ・ 特別支援教育に係る各種研修会等において、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成や活用が図られるよう取り組む。
- ・ 今後の特別支援教育の在り方について、外部検討委員会からの答申を踏まえた基本計画を策定し、計画内容の具現化に取り組む。

(特別支援教育室)

#### (イ) 社会的・職業的自立の促進

##### 【 平成22年度の取組の概要 】

- ・ 特別支援学校高等部で学ぶ生徒の卒業後の社会的・職業的自立を促進するために、医療・福祉・労働等の関係機関と連携した「特別支援学校進路開拓推進」を県内すべての特別支援学校において実施した。進路開拓等のための協議会や懇談会の開催により各特別支援学校における進路指導を強化するとともに、関係機関と連携しながら生徒の現場実習先の確保や進路開拓を行った。

- ・特別支援学校においては、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づき、小学部段階からキャリア教育の推進に取り組んでいる。また、就労に向けての移行支援計画を作成し、関係機関との連携の中でその計画を活用している。

(特別支援教育室)

-----  
**【 評価、今後の対応 】**

- ・特別支援学校における進路指導においては、小学部段階からのキャリア教育や卒業生の進路先を確保を進めていく必要がある。
- ・今後も、新たな職場への訪問や現場実習先の開拓を積極的に進めるとともに、医療・福祉・労働等の関係機関と連携して卒業生の進路先の確保に取り組む。

(特別支援教育室)

**(ウ) 特別支援学校のセンター的機能の充実**

**【 平成22年度の取組の概要 】**

- ・特別支援学校は特別支援教育の専門機関として、障がいのある子どもへの総合的な支援について地域のセンター的な役割を果たしていくことが求められている。
- ・特別支援学校の教員が、小・中学校等の要請に応じて学校等に出向き、特別支援学級や通常の学級の担任などに対して助言・研修等を行い、校内支援体制の充実を図るとともに特別支援教育に対する教員の資質向上を図った。

[平成22年度の助言・研修等件数：1,014件（うち高等学校の件数：16件）]

(特別支援教育室)

-----  
**【 評価、今後の対応 】**

- ・特別支援学校のセンター的機能の活用については、過去5年間の助言・研修等の年間平均件数が約1,000件であり現場ニーズが高いが、高等学校の活用状況が低いことから、高等学校への支援を充実していく必要がある。
- ・今後とも、現場ニーズを把握しながら継続して取り組む。

(特別支援教育室)

## 6 島根県総合教育審議会の意見

島根県総合教育審議会（平成23年8月24日開催）における主な意見は以下のとおりでした。

- 「朝食を毎日とる」ことだけが目標ではなく、食育の観点からは、もう一步踏み込んで、テレビを切る、家族一緒に会話を楽しむといった環境や内容についても重要である。
- 子宮頸がんワクチンの接種が進められているが、「子宮」という言葉を知らない高校生もいる。性教育を進めていく必要もあるし、子宮頸がんをはじめとする「がん」についても児童生徒に教えていく必要がある。
- スポーツ少年団の指導者が勝利にこだわるが故に子どもたちの練習時間が長くなっており、学校生活にも影響がでてきている。これに対し何らかの対応が必要ではないか。
- 学校現場を離れて1年。子どもの体力づくりや図書活動が盛んになっていることは喜ばしい。クラスサポートなど非常勤講師を採用いただき、一人一人の子どもに丁寧な対応をしている。一方、学び合いということが重要であるので、横の関係を意識した学び合いのできる指導の強化を図る必要がある。なお、教員は、時間にゆとりがない。教員の人的配置を充実されて、効果の上がる体制を作っていただきたい。また、学校評価システムの再考もお願いしたい。
- 4月から幼保園となり、対象園児の数も増え、まさに現場は、種々の課題を抱え一人一人と向きあう時間が少なくなったと実感している。朝食をとる児童生徒の割合も大切だが、お菓子を食べて登園してくる子どももいることから、朝食の“質”も大切である。近くの高校、中学校との交流を通じて、園児にとって重要なキャリア教育の場となっている。また、ふるまい向上プログラムは、幼児期からの養育教育に力を入れており、家庭の教育力を支援するありがたい事業である。
- 「しまね教育ビジョン」が、「しまね“学校”教育ビジョン」になっている。学校側の視点に立った意見ばかりである。また、今後もう少し「家庭教育」と「社会教育」に力を注ぐべきである。「高校生の就職率」というのを数値目標項目とするのは、整合しない。
- 「親学プログラム」の研修に必要なファシリテーターを何人養成したか？。また、今後の養成計画は？。読書活動の推進に係る数値目標項目である「学校以外で1日30分以上読書する子どもの割合」や「図書標準を達成している学校の割合」については、学校図書館活用教育の成果が反映できていない。これを数値目標項目とするのは、今後のビジョン見直しの際に再考された方が良い。
- 数値目標の指標は「就職を希望する生徒の就職率」であるが、一番の問題は何を望んでいるかわからない生徒への対応である。キャリア教育の視点からも、小中の頃は右肩上がり（夢に向かって邁進）、高校に入ると地に足を着けた対応（身の丈）が必要となってくる。

■近年の図書教育の充実ぶりについては目を見張るものがある。「人のいる図書館」となり貸し出し蔵書の数も徐々に伸びている。引き続き県のご支援をお願いします。

■点検評価報告書に県教育委員はどう関わっているのかが見えない。松江市の点検評価報告書を参考していただきたい。また、こうした会議で教育委員と一緒に議論することも可能ではないかと思う。“島根の教育をどうするのか”と言った視点での全体評価がない。今後の計画見直しの際には是非検討していただきたい。

【以下は、会議後】

■文化活動について、文化庁や文化団体と連携した事業についてしか取り上げられておらず乏しい。また、全体として予算額の記述もないことから情報が不足している。

■子どもを犯罪から守るといった視点から、子どもの携帯電話の利用を制限する条例の制定が必要である。是非とも対策の柱の一本にしてほしい。また、不登校対策としては、総合的な対策が急務であり、まず「予防教育」の視点から、乳幼児に関する教職員の研修の充実が求められる。

■島根県教育を総合的かつ関係的に評価するというよりは、個々の施策をバラバラに評価するという印象である。また、“子どもの教育を中心に作成したビジョンである”ということであったが、島根県の特長である「社会教育の充実と学校教育」をどのように構造化するかがビジョンの大切なところである。

教育活動はひとつひとつが独立して実践されるものではなく、実施すれば必ず関係する相互が影響し合っていくものである。次回からの「見直し」には、「島根県教育のあるべき姿や方向性を示す」ことを目的とする教育ビジョン21の策定なので、そのような視点から施策を考えることが必要である。

(参考資料)

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号） 抜粋  
※平成20年4月1日施行

(事務の委任等)

第26条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第29条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、第1項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第1項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

○ 各取組における主な報告書等一覧

具体的な取組 (しまね教育ビジョン21)	報告書等
1 心身の健康を大切に した教育の推進	○すこやかしまねっ子 ○しまねっ子元気プラン ○平成22年度 しまねっ子！元気アップレポート
2 夢を描き、その実現に 向かっていく教育の推進	○学習評価を生かした授業改善、授業づくりのためのハンドブック 【小学校】 ○幼保小中連携参考事例 ○平成22年度 島根県学力調査 報告書
3 創造性や個性の基礎と なる感性を育む教育	○平成22年度 島根県学力調査 報告書(再掲)
4 互いの人権を尊重する 教育の推進	○島根県人権施策推進基本方針 [第一次改定] 小学生版
5 地域への愛着と誇りを 育む教育の推進	○島根県学校支援地域本部事業調査報告書
6 すべての子どもたちの 学びを支える取組の推進	○島根県の今後の特別支援教育の在り方について (今後の特別支援教育に関する検討委員会) ○平成22年度スクールカウンセラー活用事業報告書